

福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかば 指定管理者募集要項

福島県ばんだい荘あおば（以下「ばんだい荘あおば」という。）及び福島県ばんだい荘わかば（以下「ばんだい荘わかば」という。）の設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

指定管理者には、この2施設を一括して管理していただきます。

1 施設の概要

(1) 名称

ア ばんだい荘あおば（障害者支援施設）

イ ばんだい荘わかば（障害児入所施設）

※一つの建物を二つの施設に分けて運営しています。

(2) 所在地

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地1

(3) 設置目的

ア ばんだい荘あおば

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

イ ばんだい荘わかば

児童福祉法第42条の規定に基づき、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。

(4) 敷地面積

21,498.35㎡

(5) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート2階

イ 延床面積 5,498.56㎡

ウ 建築時期 平成10年10月

2 指定管理者が行う業務

(1) 主たる業務

ア ばんだい荘あおば

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援、生活介護、自立訓練及び就労移行支援）を行うこと。

なお、上記、施設障害福祉サービスの内容及びその他の障害福祉サービスについては、入所者の意向等を勘案して県と事前協議のうえ内容を追加、変更することができる。

イ ばんだい荘わかば

児童福祉法第42条の規定に基づき、知的障がいのある児童（過齢児を含

む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

- (2) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により「障害者支援施設」に短期間の入所を必要とする障がい者等に対しては、障害者総合支援法第5条第8項に定める「短期入所」を行うこと。
- (3) 市町村が行う障がい者等に対する援護に対して協力すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) 施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- (6) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- (7) その他、詳細は「福島県ばんだい荘あおば指定管理者仕様書」及び「福島県ばんだい荘わかば指定管理者仕様書」のとおり。

3 業務遂行の基準

- (1) 県民の平等利用の確保
業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。
- (2) 関係法令の遵守
業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。
ア 地方自治法
イ 障害者総合支援法
ウ 知的障害者福祉法
エ 児童福祉法
オ 社会福祉法
カ 福島県児童福祉施設条例
キ 福島県障害者支援施設条例
ク 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
ケ 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則
コ 個人情報保護に関する法律、福島県個人情報保護に関する法律施行条例
サ 福島県情報公開条例
シ 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
ス 福島県暴力団排除条例
セ その他の管理業務に関連する法令
- (3) 個人情報等の適切な取扱い
業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。
- (4) 情報の公開
福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を福島県（以下「県」という。）と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。
- (5) 文書管理について
管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。

(6) 業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、利用者の直接支援に関する業務を除き、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合には、この限りではありません。

4 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 業務遂行に係る経費

- (1) 利用料金及び措置費については指定管理者の収入として、業務遂行に要する経費に充てるものとします。
- (2) 利用料金の額は、福島県障害者支援施設条例別表（第5条関係）及び福島県児童福祉施設条例別表第2（第5条、第8条関係）に定める額とします。
- (3) 利用料金等収入のほかに、業務に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払います。
- (4) 県が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定（「年度協定」）において、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で決定します。
- (5) 令和3年度から令和7年度の指定管理料決算額等は次のとおりであり、事業計画、収支計画等作成の参考としてください。

単位：円

参考価格	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
県からの委託料	77,808,000円	79,324,000円	102,916,000円	102,708,000円	113,555,000円
（うち物価高騰増額分）	0円	0円	(20,354,000円)	(14,967,000円)	(23,135,000円)
利用料金等収入	399,463,062円	400,867,933円	399,544,167円	407,964,899円	326,231,000円
内訳（あおば）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
県からの委託料	39,330,000円	39,138,000円	56,435,000円	53,847,000円	60,636,000円
（うち物価高騰増額分）	0円	0円	(15,023,000円)	(9,636,000円)	(14,825,000円)
利用料金等収入	272,368,954円	279,146,410円	289,141,686円	292,625,730円	257,805,000円
内訳（わかば）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
県からの委託料	38,478,000円	40,186,000円	46,481,000円	48,861,000円	52,919,000円
（うち物価高騰増額分）	0円	0円	(5,331,000円)	(5,331,000円)	(8,310,000円)
利用料金等収入	127,094,108円	121,721,523円	110,402,481円	115,339,169円	68,426,000円

※ 県委託料・利用料金について、R 3～R 6は決算額、R 7は当初予算額（利用料金は現時点での見込み）を示しています。

(6) 収支予算書（別紙様式3）を作成する際の留意事項

収入について、公の施設の管理運営に必要となる県からの委託料及び利用料金収入等を見込んでください。

また、物価高騰の影響による委託料の更なる増額分を見込まずに（無いものとして）作成してください。

6 責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

	指定管理者	県	備考
施設、設備、備品等（以下「施設等」）の維持管理	○		
施設等の修繕	250 万円以下	250 万円超	※1 件あたりの予定価格の額
事故・災害等による施設の損傷	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害等による利用者等への責任	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○ (責めに帰す場合)	○	
施設等に係る保険の加入		○	建物の火災保険
利用者等に係る保険の加入	○		
包括的管理責任		○	

<不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置>

不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

<災害発生時の対応>

施設において、災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、災害発生時において公の施設は、市町村の地域防災計画に位置付けられていない場合でも避難所としての対応や、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

7 申請の資格

(1)福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人とします。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すること

イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定

- 管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないこと
- エ 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税種別割に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税（以下「県税等」という。）を滞納していること
- オ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること
- カ 法人又はその役員が次に掲げる事項に該当すること
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (イ) 役員に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること
- (ウ) 暴力団員等が法人の事業活動を支配していること
- (エ) 暴力団の威力を法人の活動に利用していること
- (オ) 暴力団又は暴力団員等が法人の経営又は運営に実質的に関与していること
- (カ) 役員が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること
- (キ) 法人が暴力団員等を雇用していること
- (ク) 役員が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること
- キ 役員のうち、次に該当するものがある者
- (ア) 破産者で復権を得ないこと
- (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと
- (2) 複数の法人で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人を規定した規約等を策定するものとします。なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (3) 8（2）の募集説明会に参加することを申請の条件とします。

8 申請の方法

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和7年7月18日（金）から8月29日（金）まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
配布場所	福島県保健福祉部障がい福祉課 郵便番号 960-8670 住所 福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎7階） 電話 024-521-7240 FAX 024-521-7929
配布方法	配付期間内に直接受け取るか、郵送を希望する場合には、配付場所あてに530円切手を貼付した返信用封筒（定形外角型2号A4版用）を同封のうえ請求してください。 また、障がい福祉課ホームページからダウンロードできます。 ホームページアドレス https://www.pref.fukushima.jp/sec/21035c/

(2) 募集説明会の開催

開催日時	令和7年7月28日（月）午後2時30分から
開催場所	福島県庁西庁舎6階 福島県保健福祉部会議室 〒960-8043 福島県福島市杉妻町2-16
その他	参加申込は、7月25日（金）午後5時までに下記18の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。 なお、説明会当日に配付する資料があります。 ※この説明会に参加しない場合は、指定管理者の申請はできません。

(3) 質問事項の受付等

受付期間	令和7年7月22日（火）から8月15日（金）まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。
受付方法	別紙質問票により郵送、FAX又は電子メールで、下記18の問い合わせ先までお尋ねください。 なお、口頭によるものは受け付けません。
回答方法	質問者及び募集説明会に参加した法人に、FAX又は電子メールで回答します。

(4) 現地説明会

開催日時	令和7年8月5日（火）午後1時30分から
集合場所	ばんだい荘玄関前に集合してください。
その他	参加申込は、8月1日（金）午後5時までに下記12の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。また、説明会当日に別紙「誓約書」を持参してください。

(5) 申請の受付

受付期間	令和7年8月19日（火）から8月29日（金）まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
------	-----------------------------------------------------------------------------

提出書類	<p>申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。 グループによる申請の場合には、ウからケまでについては、構成員ごとに提出していただきます。</p> <p>なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。</p> <p>ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1） （知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則〈平成16年福島県規則第75号〉様式第1号）</p> <p>イ 福島県ばんだい荘あおば・わかば事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3） ※・収支予算書（別紙様式3）は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の現行税率（10%）で作成してください。</p> <p>ウ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類</p> <p>エ 登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類</p> <p>オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにすることができる書類</p> <p>キ 県税等の滞納がないことの証明書</p> <p>ク 前記7に掲げる欠格条項（1）ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書（別紙様式4）</p> <p>ケ 該当がない書類がある場合には、その旨の申立書（別紙様式5）</p> <p>※ なお、上記エ及びキについては、申請日前3か月以内に交付されたものとしします。</p>
提出部数	2部（正本1部、写し1部）
受付場所	<p>福島県保健福祉部 障がい福祉課（福島県庁西庁舎7階） 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号</p>
受付方法	<p>上記の提出書類を直接持参若しくは郵送により受け付けます。 なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年8月29日（金）必着とします。</p>

9 候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「保健福祉部指定管理者選定検討会」（以下「選定検討会」という。）による審査（プレゼンテーション形式）により選定の上、決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

(1) 選定検討会による審査（プレゼンテーション形式）

ア 申し込みがあった全ての法人を対象に実施し、指定管理者候補団体として1法人を選定します。

イ 事業計画書の内容等について申請内容の聴き取り及び申請者からの提案内容の説明を中心に行います。日時、場所等については、別途通知します。

(2) 選定の基準等

選定に当たっての基準等は別紙のとおりであり、選定検討会による審査において、

1 法人を指定管理者候補団体として選定します。

(3) 指定管理者候補団体の決定

ア 選定検討会による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。

イ 決定結果については、選定検討会後速やかに通知します。

10 選定後のスケジュール

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県議会（令和7年12月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

(2) 協定の締結

ア 協定の種類

(1)の議決後又は指定後に、県と指定管理者との間で損害が生じた場合の賠償の考え方等の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施、委託料等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

なお、必要に応じて「仮協定」を締結することがあります。

イ 協定の内容

協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上、定めることとします。

①基本協定

- ・総括的事項
- ・管理に要する費用に関する事項
- ・業務の履行に関する事項
- ・管理業務の報告に関する事項
- ・協定の解除に関する事項
- ・その他

②年度協定

- ・年度協定の期間
- ・費用の支払
- ・疑義の決定

(3) 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないとき。

認められるとき。

(4) 業務引継ぎ

ア 指定管理者として指定された法人は、業務を円滑に引き継ぐため、指定された後、令和8年3月31日までの間、現在の指定管理者の協力のもと、指定管理準備業務を行うものとします。

イ 準備業務に要する費用は、指定管理者として指定された法人の負担とします。

(5) 備品等の用意

ア 現在の指定管理者に所有権がある備品等（車両運搬具、消耗品等を含む）については、令和8年4月以降使用することが出来ない（ただし県に所有権がある備品等については、令和8年4月以降も引き続き使用可能。）ため、指定管理者として指定された法人は、引継期間中にその備品等を用意のうえ、速やかに入れ替えるものとします。

イ 現在の指定管理者が所有する備品等を継続して使用することを希望する場合は、法人間双方で協議するものとします。

11 事前準備

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、利用料金の額の決定等必要な準備を行わなければなりません。

また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとします。

12 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

13 管理業務の評価

(1) 県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

なお、指定管理期間の中間年度には、県の評価等について外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施します。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとします。

14 調査等の実施

県は、自治法第244条の2第10項の規定により、施設管理が適正かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示を行います。

15 障がい者の雇用

指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

16 指定の取消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

(1) 指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

(2) 指定の取り消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア 解散した場合

イ 県の指示に従わないと認められる場合

ウ 経営状況の悪化等により、前記 2 の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ 正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ 役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

17 その他

(1) 申請及びヒアリングに要する経費等は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

(4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(6) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となることがあります。

なお、無効となった場合には、申請者に、理由を付して通知します。

ア 異なる申請書を複数提出した場合

イ 申請方法を遵守せずに提出した場合

ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合

エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ その他不正な行為があった場合

(7) 指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

18 問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課（福島県庁西庁舎 7階）

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7240

F A X 024-521-7929

電子メール shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp